

# 鉍工業プロジェクト形成基礎調査

(インドネシア工業所有権行政)

## 報 告 書

2000年2月

国際協力事業団  
鉍工業開発調査部

# 鉍工業プロジェクト形成基礎調査

(インドネシア工業所有権行政)

## 報 告 書

2000年2月

国際協力事業団  
鉍工業開発調査部



DGIP 総局長  
Mr. A. Zen Umar Purba (奥右)  
特許局長  
Ms. Emmawati Junus (奥左)

DGIP での協議



DGIP 局内視察

鉱工業プロジェクト形成基礎調査（インドネシア工業所有権行政）  
調査報告書目次

I. 調査概要

1. 調査の背景	1
2. 調査の目的	1
3. 調査団構成	2
4. 調査工程	2
5. 主要面談者	3

II. 調査結果

1. 要請背景の確認	5
2. 世界銀行融資プロジェクト	6
3. 世界銀行プロジェクトと日本への要請内容との調整	7
4. 今後の協力内容の検討について	8

III. DGIPの組織・業務体制の実態調査結果

1. 本分野協力におけるインドネシア法務省（本省）の見解	9
2. 体制強化へのDGIPの計画・認識	9
3. 地方支局（ジョグジャカルタ）の状況	10

IV. 資料

1. MINUTES OF MEETING	11
2. DGIPからのクエスチョネア回答結果	16
3. DGIP組織体制の状況	29
4. DGIPの組織改革計画	64
5. 世界銀行融資プロジェクト(Request for Proposal	
(1) Technical Assistance for Institutional Development and Detailed Action Plan within DGIP	71
(2) Technical Assistance for Automation Plan and the Strengthening of National Intellectual Property Network System within DGIP	166

## I. 調査概要

### 1. 調査の背景

(1) インドネシアはこれまで着実な経済成長を遂げ、順調な工業化を進めてきたが、97年後半の通貨危機により、これまで堅実に発展してきたインドネシア産業は大きな打撃を受けた。その後同国の経済は徐々に回復し、97年以来下降の一途を辿っていた経済は徐々に上向きつつあるが、今後進められる貿易投資の自由化等の激しい市場環境の変化を勘案しつつ、同国産業の国際競争力強化、持続的発展を目指した新たな工業政策を検討する必要がある。

(2) 知的財産権保護行政はかかる政策の重要項目の一つであり、諸外国からの積極的な投資／技術導入を図る上で、国内知的財産権保護等の法基盤整備は不可欠である。また自国内での技術開発力強化・拡充を行う上では、研究技術者の知的財産権を適切に保護し、さらに技術情報として特許情報等を国内外で広く活用／普及する体制を整備する必要がある。

(3) 以上のように知的財産保護は工業政策の一つの有益な項目であると同時に、WTO/Trips<sup>1</sup> 協定では国際的なスタンダードが定められ、その遵守が加盟国に求められている。インドネシアにおいてはWTOに1995年に加盟しており、2000年までにTrips協定に適合した国内の制度運用を整備する必要がある。同国ではこれまで国際ルールに見合った知的財産権の保護を実現するため、法律の制定、改正等の制度面の改善を図ってきたところである。他方、知的財産権を所管する法務省知的財産権総局（本件開発調査のカウンターパート；DGIP）においては、審査、事務処理作業が手作業等による非効率な業務体制で行われており、また、情報サービス等の普及体制も十分でないなど、運用面で問題を抱えている。

(4) かかる背景のもと、インドネシア政府は我が国に対し、Trips協定の要件に適合する実効性のある工業所有権行政を行うことを目的に、DGIPの組織強化、システム機械化計画、及び国内情報ネットワーク構築にかかる開発調査を要請してきた。

### 2. 調査の目的

本件プロ形調査ではインドネシア政府から提出された知的所有権行政強化に係る開発調査の要請内容(Development Study on Automation Plan and the Strengthening Intellectual Property Network System)を確認し、調査実施の妥当性、方向性を検討することを目的に平成12年1月24日から2月1日までインドネシアを訪問した。調査においてはインドネシア法務省知的財産権総局（DGIP）及び関連機関との協議を通し、要請背景及び要請

---

<sup>1</sup> 「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」。先進国、途上国を問わず、各国が遵守すべき最低限の知的財産の保護水準を定めており、全面的に発効すれば世界的に共通レベルの知的財産保護が得られる。途上国の履行義務は2000年1月1日から発生。

内容の確認を行うとともに、DGIP 本部及び地方支局の業務実態調査を行い、求められる協力内容を検討した。

### 3. 調査団構成

#### (1) 顧問

結田 純次 特許庁 総務部 電子計算機業務課課長

#### (2) 団長

高田 裕彦 国際協力事業団 鉱工業開発調査部 計画課課長代理

#### (3) 工業所有権行政

草野 正二 特許庁 総務部 電子計算機業務課課長補佐

#### (4) 工業所有権システム分析

織田 重明 財団法人 日本特許情報機構 総務部 国際課課長

#### (5) 調査企画

斉藤 幹也 国際協力事業団 鉱工業開発調査部 工業開発調査課

### 4. 調査行程

1月24日(月) (調査団出発) 東京→ジャカルタ

1月25日(火) JICA 事務所訪問、日本大使館訪問  
国家開発企画庁 (BAPPENAS) 表敬  
法務省 (本省) 表敬  
法務省知的財産権総局訪問 (DGIP) 事前打ち合わせ

1月26日(水) DGIP 本部業務実態視察  
コンサルタント (AMURWA, SMEC) との面談  
世界銀行事務所訪問  
融資プロジェクト担当者との意見交換

1月27日(木) (移動ジャカルタ→ジョグジャカルタ)  
法務省ジョグジャカルタ支局訪問  
(ジョグジャカルタ泊)

1月28日(金) (移動ジョグジャカルタ→ジャカルタ)  
DGIP との協議

1月29日(土) 団内打ち合わせ (結田顧問帰国ジャカルタ→)

1月30日(日) ミニッツ案作成(結田顧問帰国→東京)

1月31日(月) JICA 事務所報告

DGIP とのミニッツ協議/署名  
(調査団帰国) ジャカルタ→

2月1日(火) →東京

## 5. 主要面談者

JICA インドネシア事務所長 庵原宏義  
職員 田中啓生  
日本大使館 書記官 八山幸司

DGIP 個別専門家 飯村 豊

BAPPENAS, Director Mr. Ceppie Sumadilaga  
Ms. Diani Sadiawati

PT. AMURWA Pranta Consultants, Mr. Muh. Muchsin Rasjid  
Mr. RB. Wahyu

SMEC, Team Leder, Mr. Ross Wilson

The World Bank, IT Officer, Mr. Syahfire Manaf

法務省ジョグジャカルタ支所 所長 Mr. Muljowijono. Sh

Directorate General of Intellectual Property Rights

Director General, Mr. A. Zen Umar Purba

Director of Patents/Acting Director of Cooperation and Development of IP Information, Ms. Emmawati Junus

Secretary of Director General, Ms. Priharniwati Soetomo

Director of Trademarks and Trade secrets, Mr. Rahimi Nahar

Director of Copyrights, Topography of Integrated Circuits and Industrial Desgins, Mr. Walter Simandjuntak

Head of Sub-director, IP development and Automation, Mr. Surjono A.M.

Administration Sub-Division, Trademarks and Trade secrets. Mr. Moh Adri

Sub-director of Application and Classification, Patents. Mr. Azmi Dahlan

Sub-director of Examination, Patents, Mr. Arry A. Sigit

Sub-director of Cooperation and Settlement of non Litigation,  
Ms. Yuslisar Ningsih

Sub-director of Law, Litigation and Investigation, Copyrights,  
Mr. Sumardi Partoredjo

Report and Organizing Programme, Secretariat, Mr. Achmad Hossan

Sub-director of Planning and Dissemination of IP Information,  
Mr. Suryadi Zaenal

Sub-director of Legal Affairs, Patents, Mr. Ansori Sinungan



## II. 調査結果

### 調査結果要旨

- (1) 一連の協議・現状調査により調査団は同国知的所有権行政の実態を調査、同国においては知的所有権制度の整備が急務であること、そのために DGIP の知的所有権制度運用能力の更なる強化が必要であることから本件協力の重要性を確認した。
- (2) 一方で DGIP においては、本分野の一部を現在世界銀行ローンによるプロジェクトにより実施しており、同プロジェクトの実施内容、進捗状況を整理した結果、当初の日本への要請内容は世銀プロジェクトの内容と一部重複しており、今後同プロジェクトの結果を踏まえ、要請内容を再検討する必要があることが確認された。
- (3) この点についてインドネシア側と協議した結果、インドネシア側は本年4月下旬に世銀プロジェクトの結果を踏まえ、要請内容を改めて検討の上日本側へ連絡することとし、引き続き日本からの協力を要請した。日本側は改めて提出される要請内容を吟味の上、日本の協力の可能性及び内容を検討することとし、両者で合意した。
- (4) 本件実施にあたっては、今後世銀プロジェクトの結果・進捗状況を判断しつつ協力の妥当性を検討していく必要があるが、インドネシア知的所有権行政強化の重要性に鑑み、世銀プロジェクトのフォローアップを含め、引き続き日本の協力の必要性、方向性を検討していく予定。

### 1. 要請背景の確認

DGIP 及び関連機関における現場調査、意見聴取を行い、本件協力の背景に係る DGIP の現状について以下の諸点を確認した。

- 1) 知的所有権に係る事務処理が非効率な手作業にて行われていることから、総局内の業務体制機械化による効率改善が求められている。また、そのため総局内では新たに情報開発部局の設置が計画されている(2000年度予算要求中)。
- 2) 今般法制度化された工業意匠権の運用のため、著作権局に工業意匠権を扱う部門が導入される。係る部門の業務体制強化が今後必要になっている。
- 3) 地方支局を含め、全国的な行政手続き及び知的所有権情報の普及が未発達である。今後法務省地方支局の知的所有権部門を強化していく予定であり、また地方支所、大学等とのネットワークサービスの構築等も検討されている。
- 4) 地方支局及び大学等の関係各機関とのネットワーク化については今後の課題として日本側の協力を期待するところであるが、このためには DGIP 本局内の体制整備を行うことがまず必要である。

かかる状況の下、DGIP では組織体制強化、機械化が計画されているが、技術・知識の不足、予算難から計画の推進が困難であり、計画の策定・促進、及び計画を推進・運営する組織体制の強化において支援が求められている。

## 2. 世界銀行融資プロジェクト

一方、本分野の協力として、DGIPでは現在世界銀行融資による以下2つのプロジェクトを実施中である。

### (1) Institutional Development Plan Project ( ID )

本プロジェクトは次の6つのコンポーネントから構成される。最終的な提言は2000年3月に取りまとめられる予定である。

#### (1) 知的所有権に係る法制度整備

WTO/Trips協定への遵守、AFTA等の今後の貿易自由化などのグローバル化の流れを受け、インドネシア国内の知的所有権に係る法制度整備が求められている。かかる背景に鑑み、同国の法制度整備に関する提言を行う。

#### (2) DGIPの組織強化計画

DGIPの組織体制の改善を行うことを目的とし、DGIPの5人の局長へのアドバイスを行いながら組織開発5カ年戦略、アクションプランの策定を行う。例えばDGIPの予算はほとんど本省からの割り当てで占められており、登録料の大部分は国家予算に納入されている。先進各国の特許庁の多くは登録料を自己予算とした独立性を持った機関であり、DGIPの予算体系に対して50%は局内予算とするよう提言した。同機関の予算は極めて限られており、予算確保を実現しない限り、その他の改善策も実現が困難である。

また、DGIPの将来計画に関しては、IT改善と既存人材育成を組み合わせた開発が必要であると考えている。コンピュータによる機械化計画はペイすればよいが、包括的な機械化計画は現時点では否定的に見ており、まずは既存人材の育成が最優先である。

#### (3) 業務改善計画

局内の業務改善、事務プロセスの改善を行う。方向性として、より受益者重視(Client Focus)を指向したサービス内容の改善が必要と考えている。

#### (4) 機械化計画

組織体制、業務改善と併せて、今後開発される機械化システム仕様に基づく行政システムの改善策を検討する。具体的には特許、商標等の行政システムを検討する。機械化に係る将来計画を策定するものではない。

#### (5) 人材育成

職員の研修、国際会議の出席等による人材育成を行う。特に審査官の育成は重要であると考えている。

#### (6) 知的所有権に対する意識向上

知的所有権保護が国全体としての利益につながることを、エンフォースメント面での改善が急務であることを周知する。

### (2) Automation Plan Project ( AP )

本プロジェクトはインドネシアのコンサルタント(AMRUWA)により実施されており、

DGIP の IP プロセスの機械化に対するコンサルテーションを行うもの。特許、商標、著作権、意匠にかかる DGIP 局内の行政システム機械化に係る提案とシステム仕様を策定している。提案するシステムは Core System と Supporting System からなる統合システムであり、Core System では特許、商標、著作権、意匠にかかる行政システムの機械化、Supporting System では一般業務（経理、図書館、情報共有、インターネット等）の機械化に係る提案と仕様を策定する。

システム開発は2つのステージにより推進されることを提案している。第1段階のソフト分野ではベーシックな機能を開発し、ハード分野では局内へのコンピュータ設置により行政官、審査官の業務強化を図る。第2段階においては、ソフト分野では地方支所からのオンライン出願、局内のペーパーレス化を検討し、ハード分野において地方支所とのネットワーク整備を視野に入れることを検討している。本プロジェクトでは第1段階の本局内の機械化をプロジェクト範囲にしている。

同プロジェクトは本年3月または4月にシステムの仕様を完成させ、国際入札を行った上で、システムの導入を行う予定。システム開発には現在のところ、世界銀行による200万米ドル程度の融資が予定され、約5ヶ月間の開発期間を経た後、本年11月または12月にプロジェクトが完了する予定である。

外部とのネットワーク化については、将来的な構築を展望しているものの、予算上の都合もあり、本プロジェクトの中では開発の対象となっていない。

### 3. 世界銀行プロジェクトと日本への要請内容との調整

日本側へ当初要請された協力内容は DGIP の組織強化計画、及び業務処理機械化計画であったが、上記のとおり世銀プロジェクトの状況を整理した結果、同プロジェクトは本件要請と内容が重複しており、本件開発調査を実施する場合は、「ID の策定する組織強化 M/P との整合性に留意した上での組織強化協力」を行い、また「AP において開発されるシステム内容との切り分けまたはフォローアップによる機械化協力」を検討する必要があることが明らかとなった。

これを受け、日本側より世界銀行プロジェクトと日本側への当初要請との役割分担が明確にならない限り、本件協力の実施は困難である旨インドネシア側に表明した。

これに対し、インドネシア側より世銀プロジェクトと本件要請の内容は一部重複しているものの、世銀プロジェクトのみで DGIP の組織強化、機械化計画を包括的にカバーし、展開するには十分でなく、世銀プロジェクト終了後のフォローアップを含め、DGIP の事務処理機械化、知的所有権に係る行政手続き、普及体制、及び人材育成等について日本の協力を期待していることが述べられた。また、今後同プロジェクトの成果を踏まえ、日本への要請内容を再度検討することとし、本分野において引き続き日本に対する協力が希望された。

#### 4. 今後の協力内容の検討について

本プロ形調査によって本件協力の必要性が基本的に確認されたが、世銀プロジェクトにより当初要請時から DGIP の協力を取り巻く状況が推移しており、実施にあたっては今後世銀プロジェクトの結果・進捗状況を判断しつつ、本件における日本の協力の必要性、方向性を引き続き検討していくことを両者で確認した。

本件に係る今後の検討方法について協議した結果、日本側は本件に関する連絡チャネルは今後も引き続き用意し、以下手続きにより本件の協力可能性・方向性を再検討することとし、係る内容を両者で合意した。

##### 1) 2000年3月

DGIP より ID が完了次第、ID の結果及び AP の進捗状況を日本側に提出

##### 2) 2000年4月下旬

DGIP 内で日本側への要請内容を改めて検討、日本側へ連絡

日本側で要請内容を吟味、引続き AP の進捗状況をウォッチしつつ協力の可能性を検討

##### 3) 2000年11月頃

AP 終了結果を確認の上、予備調査団派遣を検討

今後インドネシア側から提出される要請内容を吟味し、具体的には「ID による M/P の見直し、実施段階におけるフォローアップ」、「AP により開発される機械化システムの拡充、運営段階におけるフォローアップ」等の協力可能性を現地個別専門家からの情報を含め、検討する予定である。

### III. DGIP の組織・業務体制の実態調査結果

#### 1. 本分野協力におけるインドネシア法務省（本省）の見解

法務省によるとインドネシアは経済危機後、未発達であった法制度面の整備を進めているところであり、知的所有権については DGIP が運用力強化のために機械化の準備を進めており、これを日本の協力をもって展開させていきたいとの意向。具体的には DGIP のもつ 27 の地方支所へ機械化計画を波及させ、IP 行政の強化を図っていきたいとの考えである。

法務省の予算 80,000 百万 Rps. のうち、DGIP の予算は 2000 年度（4 月～12 月）は 4 billion Rps.、プロジェクト予算として 2 billion Rps. しかなく、予算不足による体制整備の困難性も指摘している。

また、地方支所のシステムを含め、日本の協力により DGIP の将来政策を立案して欲しいとの希望も表明された。

#### 2. 体制強化への DGIP の計画・認識

（詳細 IV. 2 DGIP からのクエスチョネア回答結果参照）

○法務省は 26 の支所をもち、各支所に知的所有権を扱う部門がある。近々その 1 つを DGIP 支所として開設の予定である。DGIP の改善計画として重要なのはサービス内容を向上するための職員能力の育成、また、特に地方支所とのネットワーク構築による IP 情報の普及である。

○事務処理については改善の余地が大きく、JICA の協力によって実施手続きを改善していきたい。

○今般、機械化開発に係る組織体制の再構築を行う計画を立案した（IV. 4 DGIP の組織改革計画参照）。今後予算要求を行い、その中で IT を扱う新たな部局を設置の予定。これは新しく情報システムを構築するために組織されたもので、本件協力に対する強い意欲の現れとみなして欲しい。しかし機械化に係る人材、予算が乏しく、新予定の部局にも Sub-director が一人配置されるだけの状態である。

○行政手続きについて、今現在のところ、出願受け付けは本部のみであり、将来地方支所での受理を計画している。

○出願件数は年あたり特許 3 0 0 0（国内 3～10%）、商標 3 0 0 0 0（国内 60%）、著作権 1 4 0 であり、特許の外国からの出願は 1 位アメリカ、2 位が日本である。

○特許の局内システムは存在するが、外部サービス機能はない。1 億件のデータベースは 1 つのユニットで賄われているが、外部からの照会需要を満たすことが出来ない。

○日本への期待としてはセミナー等を通じた人材育成、機械化システム等のインフラの開発である。

○DGIP 内には 4 0 0 人の職員がおり、事務官 8 0 人、特許局 1 0 0 人、商標局 1 2 5 人、

著作権局50人の構成である。このうち90%がエンジニアである。

### 3. 地方支局（ジョグジャカルタ）の状況

法務省ジョグジャカルタ支所は法務、税関、刑務所、経理の部局からなり、知的所有権は法務部局で取り扱っている。DGIPは本年4月より知的所有権部門をDGIPの支所として独立、開設する予定である。

現在の知的所有権部門には3人の職員が配属されており、特許、商標、著作権をそれぞれ担当している。本部門は出願の窓口として機能し、フォーマルページをDGIP本部にFAXで連絡、審査はDGIP本部で行う。年間の出願数は100件程度であり、これらの事務処理は手作業にて行っているため、機械化が求められている。データベースはDGIP本部にしかなく、オンラインにより出願、審査を可能とした迅速なサービスが実現することも期待されている。また、かかる点で日本の協力が得られるとありがたい旨の発言がされた。DGIP支所として独立した後は、特に意匠分野の強化を図り、2名の人員が追加される予定である。

ジョグジャカルタ周辺はバティック等の工芸品、美術品を製造する中小企業が多く、意匠等の知的所有権の需要が特に高い地域である。一方で知的所有権の重要性にかかる周辺企業の認識は低く、PR活動の強化が必要となっている。ジョグジャカルタ地域には2名のIPクリニックが存在しており、出願にかかるサービスを提供しているが、知的所有権担当者は出願料の高さから企業が出願を躊躇している点を指摘、これが出願の活発化を阻害していることを憂慮している。

支所内は比較的整然とした事務環境が整備されていたが、予算難により机、FAX、コンピュータ等の設備が不足している。（支所内見学により認められたコンピュータ数は3台）なお、本調査団の訪問にあたっては多数の職員の歓迎を受け、調査に協力的な対応であった。